

2019年10月

お客様各位

相馬ガス株式会社
相馬市ガス株式会社消費税法の改正に伴うガス料金変更のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

この度の消費税法の改正により消費税等^{※1}の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、2019年10月1日より、ガス料金^{※2}（基本料金及び基準単位数料金）につきまして、消費税相当分を変更させていただきます。

なお、消費税法に定める経過措置により、2019年9月30日以前から継続してガスをご利用いただいたお客様の、2019年10月1日から10月31日までに行った最初の検針によるガス料金の消費税等につきましては、旧税率(8%)が適用されます。

今回の料金変更に伴うお客様のお手続きは不要です。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【ガス料金新旧比較表】

2019年11月検針分より (消費税率10%)	2019年10月検針分まで (消費税率8%)
----------------------------	---------------------------

※ 毎月のガス料金は、検針票またはハガキでお知らせしております。

今回の料金変更につきまして、ご不明な点がある場合には、下記窓口までご連絡ください。

【南相馬市のお客様】

相馬ガス株式会社

(小売登録番号 C0026)

福島県南相馬市原町区青葉町2丁目3番地

☎ 0244-22-4101

【受付時間】9:00 ~ 17:00

(土・日・祝祭日を除く)

【相馬市・新地町のお客様】

相馬市ガス株式会社

(小売登録番号 C0133)

福島県相馬市中野字寺前336-1

☎ 0244-36-3140

【受付時間】9:00 ~ 17:00

(土・日・祝祭日を除く)

※1 消費税及び地方消費税の合計

※2 消費税込みで表示されている料金